

身体拘束適正化のための指針

障害児通所支援（多機能型）はるにれ

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊厳し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 障害福祉基準の身体拘束防止の規定

支援の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外 3 原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

(3) 身体拘束の原則禁止

事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

はるにれにおける身体拘束禁止の具体的な行為

- ① 自由に動けないように車いすなどに縛り付ける。
- ② 利用者を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③ 職員が自分の身体で利用者を押つけて行動を制限する。
- ④ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(4) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得てから行います。

(5) 支援提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に利用して頂けるように努めます。

(6) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心して通所支援を利用して頂くため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向を提案することで、身体拘束の適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

2 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所では身体拘束等の適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

(1) 設置目的

- ・事業所内等での身体拘束等の適正化に向けて現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束防止に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束適正化検討委員会の構成員

- ・委員長（代表取締役）
- ・身体拘束適正化対応策担当者（児童発達支援管理責任者）
- ・委員（全職員）

(3) 身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・1年に1回以上定期開催します。必要時は随時開催します。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告するものとします。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や約束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、適正化に向けた取り組みや改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者、家族に身体拘束適正化への理解と協力を得るため、会社のホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

サービス提供に関わる職員のすべてが、身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、利用者の権利擁護と人権を尊重した支援を提供するため、積極的に研修に参加し、常に研鑽を図ります。